

[トップ](#) > [お知らせ](#) > (重要) 新型コロナウイルス感染症にかかる特別見舞金の給付の終了について

(重要) 新型コロナウイルス感染症にかかる特別見舞金の給付の終了について

[2022年1月31日] < お知らせ >

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、令和2年度から期間限定として緊急実施して参りました新型コロナウイルスに罹患された会員に対する特別見舞金（10万円）の給付につきましては、下記**対象期間（末日）をもって終了**することといたしますので、お知らせいたします。

記

1. 対象期間

令和2年4月1日から**令和4年1月31日（月）**までの間に感染が判明した場合。

2. 申請方法

以下①、②の書類を用意のうえ、当会事務局まで送付してください。

申請書類の受理期日は、令和4年3月10日（木）までとなります。（当日消印有効）

①特別見舞金申請書

②新型コロナウイルス感染症に罹患し、当局の指示による入院等を証する公的書類（罹患証明書、医師の診断書、入院証明書等）の写し

【郵送先】

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館

一般社団法人全国不動産協会 事務局

3. 対象者

会員事業者の代表者又はその従たる事務所の政令使用人（本会に登録されている者に限る）

4. 給付要件

①本会に入会申込書を提出していること。

②令和3年度までの年会費を完納していること。

5. 注意事項

特別見舞金と現行の入院見舞金の併用はできません。

[前の記事](#)